

四日市市告示第135号

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第301号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハード整備支援事業 事業費の2分の1以内とし、1回につき50万円を限度とする。<u>補助対象となる経費は次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 施工業者に事業を委託する場合は、補助目的の達成に必要な工事の費用(資材、工賃等)</u></p> <p><u>イ 申請者自身において施工する場合、補助目的の達成に必要な資材等の購入費用(施工にかかる人件費及び雑費等は補助の対象外とする。)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハード整備支援事業 事業費の2分の1以内とし、1回につき50万円を限度とする。</p> <p>2 (略)</p>

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付申請書

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助金申請額 金 円

3 事業内容

4 期間

5 添付書類

・収支予算書

・事業者の概要

（資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの、会員名簿等）

・完納証明書

・事業の実施前を証する書類

（整備前の就業規則または写真等）

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 事業名

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

・変更収支予算書

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業を完了したので、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

3 添付書類

- ・ 収支決算書
- ・ 領収書の写し
- ・ 事業の実施を証する書類

（整備後の就業規則または写真等）

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

（代表者の署名または記名押印）

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金請求書

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

（フリガナ） :

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱(平成30年四日市市告示第106号)	(略)	
四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱(平成31年四日市市告示第302号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考

(略)		
四日市市中小企業IoT等活用 促進事業補助金交付要綱(平 成30年四日市市告示第1 06号)	(略)	
<u>四日市市中小企業働きやす い職場づくり支援事業費補 助金交付要綱(平成31年四 日市市告示第301号)</u>	<u>第1号様式、第4号様 式、第6号様式及び第 7号様式</u>	<u>第7号様式については、署名 (法人その他の団体にあっ ては、代表者の署名)をした 場合に限る。</u>
四日市市中小企業人材確保 支援事業費補助金交付要綱 (平成31年四日市市告示 第302号)	(略)	
(略)		

(商工農水部商工課)